

萬歳三唱令

施行 明治卅貳年四月壹日

太政官布告第百六拾八号

第壹条 萬歳三唱ハ大日本帝国及び帝国臣民ノ天壤無窮ノ發展ヲ

祈念シ發声スルモノトス

第貳条 發声ニアタツテハソノ音頭ヲトルモノハ氣力充實態度嚴

正を心掛ケルヘシ

マタ唱和スル者ハ全員ソノ心ヲ一ニシテ声高ラカニ唱和

スルモノトス

第參条 唱和要領ノ細部ニツイテハ別ニ定ム

朕萬歳三唱令ヲ裁可シ之ヲ交付セシム此布告ハ明治拾貳年四月壹日ヨリ
施行スヘキコトヲ命ス

御名
御璽

萬歳三唱ノ細部実施要領

一 萬歳三唱ノ実施ニアタツテノ基本姿勢ハ直立不動ノ姿勢ナリコノ際兩手指ヲ真ツ直ク下方ニ伸ハシ体側ニシツカリツケルモノトス

二 「萬歳」ノ發声トトモニ右足ヲ半歩踏ミ出シ同時ニ兩手ヲ垂直ニ高々トアゲルヘシコノ際兩手指力真ツ直クニ伸ヒカツ兩掌ヲタダシク内側ニ向ケテオクコトカ肝要ナリ

三 「萬歳」ノ發声終了ト同時ニ素早く元ノ直立不動ノ姿勢ニ戻スヘシ

四 以上ノ動作ヲ兩三度繰リ返シ行フヘシイスレノ動作ヲ取ルニアタツテモ節度ヲ持シカツ氣迫ヲ込メテオコナフコトカ肝要ナリ